

報 告 書

令和 3 年 7 月 8 日

大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会

◇◇◇ も く じ ◇◇◇

1	大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会	1
2	事件の概要と経過	2
3	原因及び背景	4
4	再発防止策の検討方法	5
5	市による再発防止に向けた取り組み	6
6	市が実施する再発防止策の評価と改善要望について	8
7	再発防止への提言	9
8	おわりに	10
【別紙1】	経過	11
【別紙2】	大野市職員倫理規程の見直しの概要	12
【別紙3】	コンプライアンス研修等の開催計画	13
【別紙4】	電子入札制度の導入について	13
【別紙5】	契約事務に関する手続きについて	13
【別紙6】	事務決裁規程の見直しについて	14
【別紙7】	第三者委員会の根拠規定	15

Ⅰ 大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会

(1) 第三者委員会設置の経緯

令和2年11月19日、大野市産経建設部農業林業振興課の元課長補佐（以下「元職員」という。）が、市内の建設業者から現金を受け取った収賄の疑いにより逮捕され、その後、12月9日に収賄罪で起訴され、令和3年2月18日に有罪判決が下りることとなった。

この事態を受け、市では、全職員に対し、公務員倫理の順守などを徹底するほか、再発防止に向け管理職員を対象としたヒアリングや再発防止策の検討などを進めてきている。

一方、事件の再発防止策を検討するにあたって、外部の視点による審議を行うため、市では「大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会設置要綱」を定め、第三者委員会を設置し、調査・審議を進めることとなった。

(2) 委員会の構成

委員長	海道 宏実（福井弁護士会）
職務代理者	徳山 孝晴（北陸税理士会 大野支部）
委員	桑原 美香（福井県立大学）

(3) 委員会の検討事項

本委員会は、大野市職員が収賄容疑で逮捕された事件に関し、事件の発生原因の究明その他事件の実態把握に関すること、再発防止策に関することなどを調査審議し、結果を市長に報告するものとする。

(4) 委員会の開催経過

第1回（令和3年2月10日）

- ・委員長等の選出
- ・事件の概要、公判の経緯について

- ・経過及び対応、本市の取組状況について
- ・今後の進め方について

第2回（令和3年4月22日）

- ・追加調査事項の確認について
- ・第三者委員会 報告書の素案について
（経過及び対応、本市の取組状況などの整理）
- ・大野市職員倫理規程の改正について

第3回（令和3年5月26日）

- ・第三者委員会 報告書の素案について
（本市の取組状況の評価と改善要望、再発防止に向けた提言）
- ・大野市職員倫理規程の改正について

第4回（令和3年7月1日）

- ・第三者委員会 報告書について
- ・大野市職員倫理規程の改正について

2 事件の概要と経過

…… 別紙1

(1) 事件の概要

元職員が、令和元年度に大野市が発注した林道工事に関し、受注した市内の建設業者（以下「相手方業者」という。）に便宜を図り、同社の従業員から30万円の賄賂を収受したとして、令和2年11月19日に逮捕された。

その後、工事にかかる内部資料の提供や請負金額の増額の見返りとして、元職員が合計50万円の賄賂を受け取ったとして、令和2年12月9日に収賄罪にて起訴された。

これらの事実については、元職員は、公判でも認めており、令和3年2月18日の公判では、懲役1年6月、追徴金50万円、執行猶予3年の判決が下され、確定している。

(2) 本件に関連する事実

本委員会では、初公判から第3回までの公判で明らかになった事実について確認するとともに、市の内部調査委員会での調査・協議事項などを確認した。

公判や市の調査で確認できた事項は、次のとおりである。

【公判での確認事項】

- ・ 元職員は、令和元年度、大野市産経建設部農業林業振興課企画主査として、大野市が発注する林道改良工事や橋梁改良工事などの計画、遂行に従事していた。
- ・ 元職員は、令和元年5月24日、石川県かほく市の料亭・ビジネスホテルにて、大野市が発注した林道改良工事（林道27号）に関し、工事費内訳書の写しを受けるなどの便宜な取り計らいに対する謝礼として、また、今後も同様の取り計らいを受けたいためのものであることを知りながら、相手方業者の従業員から現金30万円の賄賂を収受した。
- ・ 同年12月16日には、相手方業者の従業員の自宅において、林道27号などの大野市発注の林道工事に関し、増額変更契約を締結したことなどに対する謝礼として、また、今後も同様の取り計らいを受けたいためのものであることを知りながら、現金20万円の賄賂を収受した。
- ・ 起訴の罪名は、刑法第197条第1項前段による収賄である。
- ・ 元職員は、上記に記載の起訴事実を認めている。
- ・ 事件の背景として、元職員は遊興費や住宅ローンなどで生活費に困っていたこと、以前から市内の複数業者と旅行に行ったり、飲食接待を受けたりしていたこと、賄賂については元職員から求めていたことなどが、被告人質問などから明らかになった。
- ・ 元職員は、これらの行為について、「公務員として不適切」としながらも、「不正はしていない」、「増額変更契約は必要な工

事だった」などとしている一方、「市の職員、市民の皆様には大変なご迷惑をおかけした。」と反省を示している。

【市の調査での確認事項】

- ・ 元職員は、起訴状に記載されている30万円を受け取ったことについては間違いないと認めている。また、20万円については貰ったかもしれないが、正確に20万円だったかまでは覚えていないとの事であった。
- ・ 元職員は、「起訴状に書かれていること以外に、金銭を貰った覚えはない。」としている。
- ・ 「起訴状に書かれている石川県での接待は間違いがない。」としている。
- ・ 元職員は、「工事費内訳書」に関しては、「相手方に渡したことは間違いがない。相手方の積算が楽になるようにと思い、したことで、一部の業者が有利になるようにという思いではなかった。」としている。

3 原因及び背景

今回の事件を受け、市では部長級職員、課長級職員を対象とした内部調査を実施している。また、第三者委員会からの要請により、事件当時、元職員と一緒に勤務していた職員を対象とした内部調査を実施している。

内部調査では、今回の事件の要因として考えられることを聞き取りしており、その内容は次のとおりである。

元職員の公務員倫理が欠如していたことが大きく、その原因として、職員本人の自覚のなさ、認識の甘さ、危機意識の欠如、業務への慣れによる緊張感の不足などが考えられる。

組織体制や業務システムとしては、元職員と相手方業者との関係をいち早く見抜けなかったことや、組織としての管理体制が機能してい

なかったことが考えられ、その原因としては、長期にわたり異動がなく、同じ職員が同一業務に携わってきたことや、周りの職員も元職員に頼りすぎるなど、役割が集中していたことのほか、設計書類などの情報管理意識の甘さなどが考えられる。

事件当時、元職員と一緒に勤務していた職員への聞き取りからは、元職員本人の生活の様子などを聞き取っており、その内容は次のとおりである。

普段の仕事の様子からの人物像では、「仕事が早く、段取りよく仕事をしており、まわりからは信頼をされていた。」とのことであった。

また、「飲み会などが好きな印象はあるが、服装や生活の様子などからは、派手な印象はなかった。」とのことであった。

一方、業者との関係性については、「不特定多数の業者との付き合いがあるように感じてはいたが、業務上の友好的関係にとどまっていると思っていた。」と周囲は感じていたようである。

4 再発防止策の検討方法

不正行為は、「機会」・「動機」・「正当化」の3つの要因がすべてそろったときに発生する*とされており、この3つの要因を分析し、再発防止策を検討する。 (*不正のトライアングル理論)



① 機会

元職員は、相手方業者の従業員との関係の中で、長らく不適切な関係を続けていた。

② 動機

元職員は、遊興費や住宅ローンなどで、生活費に困っていた。このため、元職員側から賄賂を求めている。

③ 正当化

元職員は、今回の行為が収賄に当たるとの認識が薄く、利害関係者でないものからの金銭の收受であると正当化していたと考えられる。

5 市による再発防止に向けた取り組み

(1) 市が実施する再発防止策

市では、今回の事件を受けて部局長で構成する内部調査委員会を立ち上げ、部長級職員、課長級職員を対象とした内部調査を行い、事件の要因などを検証するほか、再発防止に向けた検討を進め、次の再発防止策を実施または実施予定としている。

◆ 組織・人事体制に関すること

- 大野市職員倫理規程の見直し（事業者と接する際のルールの明確化など、倫理規程の明確化）
- 倫理規程や懲戒処分の指針などの定期的な研修の開催
- コンプライアンス研修の定期的な開催
- 人事異動サイクルの見直し
- 職員を指導・育成する組織体制の強化

◆ 業務システムに関すること

- 電子入札の導入
- チェック体制の強化
- 工事請負契約におけるガイドラインの遵守
- 設計書類等の秘密情報の管理徹底
- 事務決裁規程の見直し

(2) 市が実施する再発防止策の進捗状況

◆ 組織・人事体制に関すること

組織・人事体制に関し、市では、逮捕当日（11月19日）に所属長を通じて公務員倫理を遵守するよう呼び掛け、11月24日には、服務規律の確保に関する通知を発出している。

併せて、大野市職員倫理規程の見直しや倫理規程を明確にする手引書の作成が進められている。 …… 別紙2

コンプライアンスに関する研修については、12月25日に公務員倫理研修を実施し、職員の倫理意識の醸成を図っているとのことであり、今後の開催計画についても報告を受けている。 …… 別紙3

組織体制の強化や人事異動サイクルについては、組織体制の在り方を早急に検討し、改善することとして、報告を受けている。

◆ 業務システムに関すること

電子入札の導入については、令和4年度から導入できるよう、令和3年度当初予算にてその準備経費を予算化しているとのことである。 …… 別紙4

チェック体制の強化や工事請負契約におけるガイドラインの遵守については、福井県の作成する工事請負契約等におけるガイドラインを遵守し、設計変更の際に指示書を必ず作成することや、工事の打合せ簿などは担当者以外のものが確認する仕組みとすること、設計変更協議へ複数職員が参加することなどを注意事項としてまとめ、4月16日に研修会で周知しているとのことである。

設計書類等の秘密情報の管理徹底については、設計者以外の職員が土木工事積算システムを閲覧できない仕組みと関係書類の厳重管理の方針などをまとめ、前記と同様、4月16日の研修会で周知しているとのことである。………… 別紙5

事務決裁規程の見直しに関しては、工事並びに工事に係る業務委託にかかる変更契約の決裁規程を見直し、従来は「変更額が2割までは主管課長決裁」としていたものを、「変更前の決裁区分による」として、変更契約の場合の決裁区分を見直す取り扱いを、4月1日から改正しているとのことである。………… 別紙6

6 市が実施する再発防止策の評価と改善要望について

(1) 倫理規程の見直しについて

これまでの倫理規程を大幅に見直すもので、規制の対象となる相手方を利害関係者として明確に位置付け、例外も含め禁止行為を規定するなど、改正の内容についてはおおむね適当と考えるが、市民の目による抑止力が働くように、利害関係者等との会食の届出については、ホームページなどで定期的に報告をすべきと考える。

なお、倫理条例の制定は、現段階では必要がないと考えるが、今後の運用実態をみながら、将来的に条例の制定も検討課題とされたい。

また、職員への倫理規程の周知という観点から策定を予定している「手引書」については、より職員が分かりやすいものとして工夫をされたい。

(2) 職員研修について

職員研修を継続的に実施していくことが適当と考える。しかしながら、今回の事件を起こした元職員をはじめ、受講していない職員が少なくない状況があることから、開催回数、開催方法のほか、未受講者への勧奨など、全ての職員が受講できる工夫をされたい。

研修内容については、受講することで実践的に理解が深まる内容を取り入れられたい。

また、不正行為を行った場合、こういった懲戒処分になるのかといった必罰制度を周知する工夫をされたい。

(3) 業務システムについて

業務システムの改善については、事件の「機会」となるものは考えられないが、今回の事案をきっかけに見直されたものであり、おおむね適当と考えるので、厳格に運用されるよう徹底されたい。

7 再発防止への提言

- (1) 「不正を起こせる機会」を無くし、利害関係者との適切な関係を築くため、禁止規定を明確にし、守るべきことを徹底していくことが必要である。そのためには、職員倫理規程が、職員全員に浸透するような方策を検討いただきたい。また、職員だけでなく広く市民・事業者にも周知することにより、利害関係者と疑われる関係を持たないように訴えることも必要と考える。

さらに職員倫理規程の内容は、見直しの必要性などを継続的に点検していくことが重要である。

ただし、市民に身近な業務を執行している市職員には、市民感覚を持った行政運営が求められることから、職員の地域貢献活動への取り組みなどを妨げないような配慮が必要である。

また、長期にわたり異動がなかったことや、役割が集中していたことが今回の不正の原因になっていたことも組織として反省すべきであり、人事異動サイクルの見直し、改善も速やかに実行されるよう望むものである。

(2) 「不正を働く動機」を無くすため、風通しの良い職場づくりが求められる。悪いことを悪いといえる職場環境や、些細なことでも相談しやすい仕組みを整え、職員同士のコミュニケーションを向上させることが望まれる。

また、本件の直接の動機ではないものの、職員の横領等不正行為の動機には私生活における金銭面での問題に苦慮していることも多く、そのような職員を把握した際には、解決の支援や助言ができる外部の機関を紹介する等、組織として対応されるよう望むものである。

(3) 「正当な行為であるとの考え」を排除するため、より一層の職員研修が望まれる。職員としてその行為が良いことなのか悪いことなのか、その行為によりどのような法的制裁や社会的制裁を受けるのかなど、具体的事例なども用い、全職員が受講できるよう工夫して実施することにより、改正された職員倫理規程の内容を周知・徹底させるべきである。

また、時代とともに社会規範や倫理基準が変化しており、市民の目も厳しくなっている。過去の慣例や経験のみで判断・行動することなく、全国で発生している新たな不正の事例について情報収集に努め、その都度、改善する必要がある。

8 おわりに

本件は、相手方業者の従業員との不適切な関係から生じた収賄事件で、賄賂も元職員側からの求めによるものであり、この行為は大野市だけでなく、公務に対する信頼を大きく揺るがすものであった。

本委員会は、本収賄事件に関し、その再発防止策を提言する役割を持って設置されたものであるが、不正行為が起こるとされる、機会・動機・正当化の3つの要因を分析する中で、令和元年度に発生した職員による不祥事などもあわせて分析し、再発防止策の検討を進めてきた。

これらに対する提言は前述のとおりであるが、不正を起こさない組織、不正を見逃さない組織を作り上げるためには、上司の指導監督とともに、職員間のコミュニケーションも重要である。

また、一連の経緯と今後の対策を明確化し禁止事項を公開することで、市民側にも協力してもらうことが重要である。

そして、いかに再発防止策を講じたとしても、最終的には、職員各自が「全体の奉仕者」たる公務員として市民からの負託に応えて市民の利益を最優先に職務を果たしていく責務を再度自覚し、このような思いを継続して持ち続けていくことが重要であることを強調しておきたい。

今回の事件を、職員一人一人がわが身を振り返る機会と捉え、二度とこのような不祥事を起こさない、起こさせないという強い決意を持ち、市長のリーダーシップの下、一丸となって取り組んでいただきたい。

そうした日々の積み重ねにより、市民の信頼回復につながることを切望する。

【別紙1】 経過

令和2年

- 10月11日 収賄の疑いで任意の取り調べをしていることについて、
県警本部より連絡
- // 以降、任意での取り調べ
- 11月19日 収賄の疑いで逮捕
- // 大野市役所、家宅捜査
- // 所属部長を通じ、公務員倫理の遵守を周知
- 11月20日 逮捕に係る記者会見
- 11月24日 服務規律の確保についての通知を发出
- 12月9日 収賄罪で起訴
- // 本人を起訴休職処分、人事異動（総務課付け）
- 12月16日 部局長による内部調査委員会の立ち上げ
- 12月25日 公務員倫理研修

令和3年

- 1月7日～ 内部調査・管理職員(1/7、1/8、1/15、1/18)
- 1月28日 初公判
- 2月1日 第三者委員会委員の委嘱
- 2月5日 第2回公判
- // 懲戒免職処分
- // 懲戒処分にかかる記者会見
- 2月10日 第1回第三者委員会の開催
- 2月18日 第3回目公判（有罪判決、懲役1年6月、執行猶予3年、
追徴金50万円）
- 2月19日～ 内部調査・同課若手職員(2/19、2/26)

※ 議員全員協議会への報告、内部協議、記者へのプレスリリースなどは
随時実施

【別紙２】 大野市職員倫理規程の見直しの概要

- 大野市職員倫理規程を全部改正するとともに、手引きを作成（令和３年７月に改正予定）
- 改正のポイント
 - ① 「公正な職務の執行」のほか、勤務時間外における行動など、職員が遵守すべき倫理行動基準のほか、市長・副市長・教育長の倫理行動基準などを新たに規定した。
 - ② 禁止行為として定義されていた「会食の禁止」を「供応接待の禁止」に変更し、会食の場合と接待の場合とを区分するとともに、「私的な関係に基づく行為は除く」から「私的な関係があり、市民の不信を招く恐れがない場合、職務として出席する場合の簡易な場合は可能」に変更し、私的な場合でも市民の不信感を招かないことが前提であることとした。
 - ③ 自己負担をして利害関係者と飲食をする場合においても、その費用が１万円を超える場合は、届け出が必要とした。
 - ④ 規制の対象となる相手方を「利害関係者」として、職員との関係性のほか、異動があった場合の取り扱いや上司等の関係者の取り扱いなどを規定した。
 - ⑤ 利害関係者以外の者であっても、繰り返しの供応接待を受けるなどの、社会通念上相当と認められない行為の禁止を新たに規定した。
 - ⑥ 職員が倫理規程に反する行為を行った疑いがあることを知りながら、黙認、隠ぺいなどの禁止について、新たに規定した。

【別紙3】 コンプライアンス研修等の開催計画

- 定期的なコンプライアンス研修等の開催（令和3年度の開催予定）
 - ① 入札・契約事務説明会 …………… 4月16日
 - ② 庶務・会計事務説明会 …………… 4月30日
 - ③ 管理職研修 …………… 5月27.28日
 - ④ 改正倫理規程の周知徹底のための職員研修 …………… 7月
 - ⑤ コンプライアンス研修 …………… 8月
 - ⑥ 接遇研修 …………… 10月

【別紙4】 電子入札制度の導入について

- 電子入札システムは、インターネットを用いて、公告、入札、開札、結果の公表を行うもので、入札関連業務の効率化や入札参加業者の事務量の削減だけでなく、入札談合などの不正防止対策につながるものである。
- 電子入札システム（福井県電子調達共同利用市町個別システム）による電子入札を令和4年度から運用が開始できるよう、その導入準備経費を令和3年度当初予算にて予算化している。

【別紙5】 契約事務に関する手続きについて

- 契約事務に関する手続きの一部を改正（令和3年4月に改正）
- 改正のポイント
 - ① 工事に関する協議等については、工事請負契約におけるガイドライン（福井県）を遵守し、設計変更は指示書（工事打合せ簿）によ

り行うことを徹底すること。

- ② 工事打合せ簿等は、代表メールに送るように指示し、設計変更協議は、監督職員とグループリーダーまたはサブリーダーが参加すること。
- ③ 設計書の金入りデータを保存しないこととし、積算システム内のデータは設計者のみが閲覧できるように管理すること。
- ④ 設計者は、設計図書に関する情報が漏洩しないように管理すること。
- ⑤ 工事発注の決裁終了後の書類は、入札執行日まで入札執行者が厳重に保管すること。

【別紙 6】 事務決裁規程の見直しについて

○ 大野市事務決裁規程の一部を改正（令和 3 年 4 月に改正）

○ 改正のポイント

① 「支出負担行為事前承認の変更」に関する専決区分を変更

「変更額が変更前の額の 2 割以下の場合は主管課長決裁。変更額が変更前の額の 2 割を超える場合は変更前の決裁区分」から、「変更前の支出負担行為事前承認の専決区分による。ただし、増額変更にあっては変更後の総額を支出負担行為事前承認の専決区分に該当させた区分による。」に変更し、変更契約締結時の決裁区分を見直した。（工事、工事関係の業務委託に限る。）

② あわせて、当初契約の決裁区分は、事務の簡素化から、課長が専決する決裁区分を見直した。

【別紙 7】 第三者委員会の根拠規定

大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市職員が収賄容疑で逮捕された事件（以下「事件」という。）に関し、事件の発生原因、再発防止策等について調査審議するため、大野市職員の逮捕事件に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 事件の発生原因の究明その他事件の実態把握に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織し、委員は、委員会の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条に規定する事務を終える日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しない。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政経営部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。